

第3期

島根県障害福祉計画

平成24年3月

島 根 県

も く じ

第1章	計画の趣旨及び期間	1
第2章	計画策定にあたっての基本的な考え方	2
(1)	基本的な考え方	2
(2)	サービス見込量等の設定の考え方	2
(3)	区域設定の考え方	3
第3章	推進体制及び計画の達成状況の点検及び評価	4
(1)	推進体制	4
(2)	関係機関との連携	4
(3)	達成状況の点検及び評価	4
第4章	数値目標を定める取り組み	5
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
(2)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	7
(3)	福祉施設から一般就労への移行	9
第5章	各年度の訪問系・日中活動系・居住系サービス見込量の設定	13
(1)	訪問系サービスの各年度におけるサービス見込量	13
(2)	日中活動系サービスの各年度におけるサービス見込量	14
(3)	居住支援系サービスの各年度におけるサービス見込量	20
第6章	相談支援	22
第7章	各圏域別計画	24
第8章	人材育成及びサービスの質の向上のための取り組み	45
(1)	サービス提供に係る人材の研修	45
(2)	指定障害者サービス等の事業者に対する第三者評価	45
(3)	障がい者等に対する虐待の防止	46
第9章	県が実施する地域生活支援事業	47

第1章 計画の趣旨及び期間

(1) 背景及び趣旨と位置づけ

島根県障害福祉計画は、平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、国の基本指針^{※1}に即して、広域的見地から、本県の障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるために策定する計画として、これまで第1期及び第2期計画を策定してきました。

しかし、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会や差別禁止部会において、障害者基本法の改正、障害者総合福祉法（仮称）の検討、障害者差別禁止法（仮称）の検討等が進んでいます。

このうち、障害者基本法については「障害者の権利に関する条約」を批准するための国内法整備の一環として平成23年8月に改正法が公布され、目的規定の見直し、障がいの定義の見直し、地域社会における共生、差別の禁止等が盛り込まれています。

また、障害者自立支援法についても、制度改革の趣旨を踏まえ、利用者負担軽減、発達障がいを対象として明確化、グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設、重度の視覚障がいの移動を支援するサービスを創設（同行援護）、相談支援体制の強化、障がい児支援の強化といった改正が平成22年以降逐次行われてきています。

第3期島根県障害福祉計画は上記の制度改革の動向を踏まえた上で、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画という面と、障害者基本法に基づいて策定した障がい者施策の基本的な計画である「島根はつらつプラン（島根県障害者計画）」に掲げる事項のうち介護及び訓練等の障害福祉サービスについての実施計画としての面の2つの側面から策定するものです。

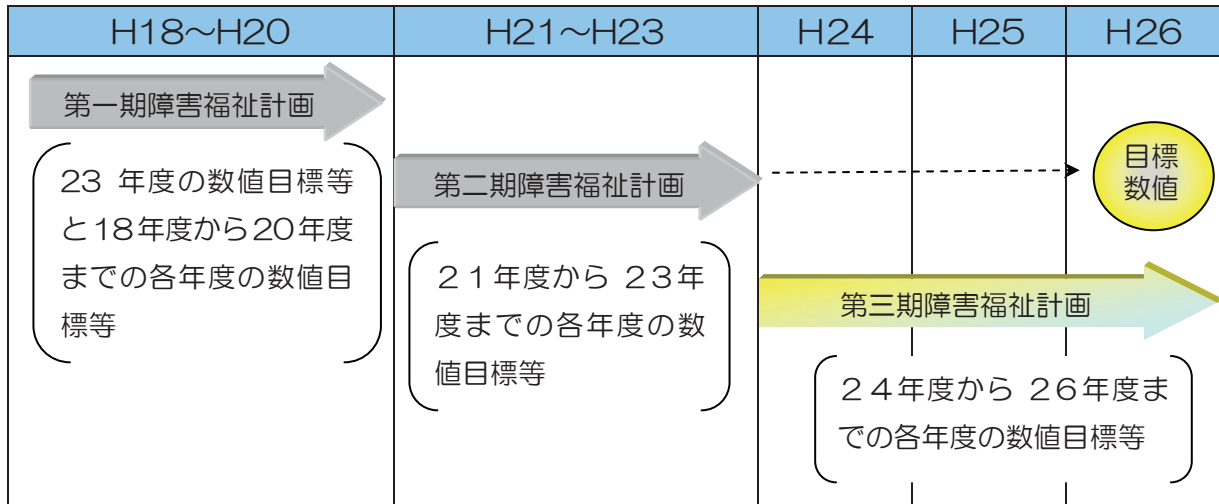
区分	障害者基本計画	障害福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者自立支援法
計 画 の 性 格	障がい者施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスに関する実施計画
計 画 の 内 容	保健、医療、福祉、労働、教育や生活環境などの分野における障がい者施策全般について、その基本的な方向を定める。	地域生活移行、一般就労への移行者数を数値目標として定める。 指定障害福祉サービス、相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。

※1 障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく「障害福祉サービスに及び相談支援事業並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日告示）

(2) 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、平成26年度末に向けて数値目標を設置するとともに、平成24年度から平成26年度までの3年間で各年度の障害福祉サービスの見込量等について定めています。

なお、今後の国における制度改正の動向によっては計画期間中途で見直すこととなる可能性があります。



第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

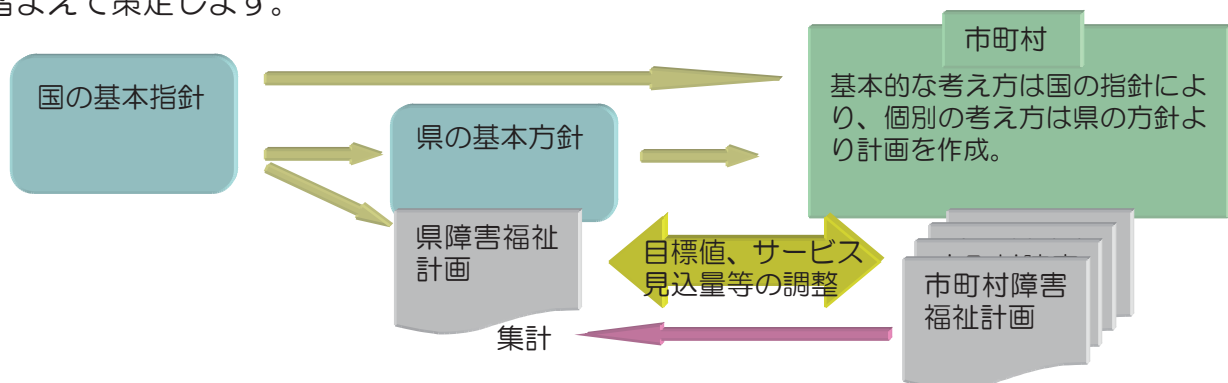
(1) 基本的な考え方

障がいのある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- 1 県内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保
- 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 3 福祉施設から一般就労への移行を推進

(2) サービス見込量等の設定の考え方

この計画は、「国の基本指針」及び県が市町村に提示した「市町村及び県における障害福祉計画策定のための基本的な方針」に基づき、市町村が策定する市町村障害福祉計画を踏まえて策定します。



(3) 区域設定の考え方

身近な地域でよりきめ細やかな一定水準のサービスを確保するため、7つの障害者保健福祉圏域（2次医療圏及び老人福祉圏域と同一）のうち、松江圏域及び大田圏域については松江・安来、大田・邑智サービス提供支援圏域を設定し、計9圏域において数値目標とサービス見込量を設定することとし、この計画では「サービス提供支援圏域」と表記します。

圏域名	対象	市町村数
松江障害者保健福祉圏域		
松江サービス提供支援圏域	松江市	1
安来サービス提供支援圏域	安来市	1
雲南障害者保健福祉圏域		
雲南サービス提供支援圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	3
出雲障害者保健福祉圏域		
出雲サービス提供支援圏域	出雲市	1
大田障害者保健福祉圏域		
大田サービス提供支援圏域	大田市	1
邑智サービス提供支援圏域	川本町、美郷町、邑南町	3
浜田障害者保健福祉圏域		
浜田サービス提供支援圏域	浜田市、江津市	2
益田障害者保健福祉圏域		
益田サービス提供支援圏域	益田市、津和野町、吉賀町	3
隠岐障害者保健福祉圏域		
隠岐サービス提供支援圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	4



第3章 推進体制及び計画の達成状況の点検及び評価

(1) 推進体制

この計画の推進にあたっては、障がい者施策が、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等多くの分野にまたがっていることから、関係部局の密接な連携のもとに諸施策に総合的に取り組むとともに、障がい者や障がい福祉関係者などを委員として構成する「島根県障害者施策推進協議会」※¹や「島根県障害者自立支援協議会」※²の意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

サービス提供支援圏域においては、圏域の実情に応じたきめ細かな取組が重要であり、必要に応じて圏域内における広域的な調整を行います。

(2) 関係機関との連携

この計画を効果的に推進していくためには、国、県、市町村、サービス事業者がそれぞれの役割に応じて協力、連携し、地域全体で取り組むことが重要です。

そのため、今後、国や市町村、サービス事業者等との更なる連携を推進するとともに、障害福祉サービス等の実施主体となる市町村の取組を支援します。

また、障がい者を支える多くの企業や民間団体、ボランティア団体等に対して情報提供を行い、地域全体での取組を促進します。

(3) 達成状況の点検及び評価

各年度において、市町村から目標に対する進捗状況及び目標達成のために具体的に実施した取組の報告を求め、サービス提供支援圏域ごとに分析を行います。

その結果を「島根県障害者施策推進協議会」に報告し、審議状況をホームページ等で公表します。

※1 障害者基本法第34条に基づく地方障害者施策推進協議会。委員は15人以内で関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する業務に従事する者で組織。

※2 障害者自立支援法第87条第1項に基づく「国の基本指針」に定めのある協議会。事業者、雇用、教育、医療、福祉等の関係機関から組織。

第4章 数値目標を定める取り組み

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を身近な地域で支えるシステムを実現する必要があります。

【課題】

今後、増加が予想される障がい者の地域生活への移行に備え、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるためのホームヘルプサービスなどのサービス基盤を市町村やサービス事業者と連携して計画的に整備するとともに、支援を行う人材を育成する等、地域生活を支える体制づくりを進める必要があります。

【数値目標設定の考え方】

平成26年度の指定障害者支援施設^{*1}入所者数については、平成17年10月の施設入所者数から障害福祉サービスを受けて地域生活へ移行する者の数を減じて、特別支援学校^{*2}の卒業者数を今後の増要因として見込み数値目標を設定しました。

地域生活への移行者数については、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び就労移行支援事業に移行する事業所の利用者数を基に数値目標を設定しました。

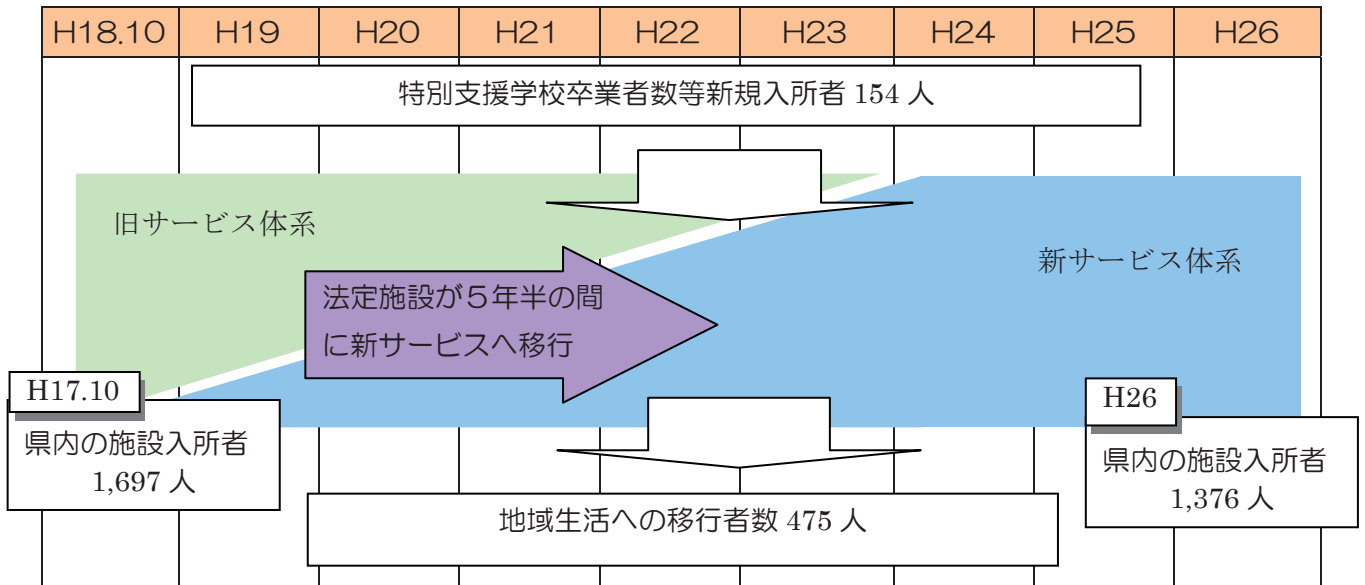
●平成26年度における指定障害者支援施設入所者の地域生活移行への数値目標

	施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
松江障害者保健福祉圏域	488人	393人 (80.5%)	200人 (41.0%)
雲南障害者保健福祉圏域	210人	150人 (71.4%)	62人 (29.5%)
出雲障害者保健福祉圏域	393人	340人 (86.5%)	80人 (20.4%)
大田障害者保健福祉圏域	189人	166人 (87.8%)	37人 (19.6%)
浜田障害者保健福祉圏域	207人	167人 (80.7%)	38人 (18.4%)
益田障害者保健福祉圏域	125人	110人 (88.0%)	30人 (24.0%)
隠岐障害者保健福祉圏域	85人	50人 (58.8%)	28人 (32.9%)
全 県	1,697人	1,376人 (81.1%)	475人 (28.0%)

※地域生活移行者数: 現在の指定障害者支援施設入所者数のうちグループホーム等を利用して平成26年度までに地域生活へ移行する者の数

※下段は平成17年10月現在の施設入所者に対する割合

【具体的なイメージ図】



目標を達成するための取り組み

- 障がい者の地域生活を支えるホームヘルプ、ショートステイ等の訪問系サービス提供基盤の整備を促進します。
- 障がい者が身近な地域で利用できるよう、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスの提供基盤の整備を促進します。
- ケアホーム・グループホーム整備事業等により住まいの場の整備を進めていきます。
- 従事者養成研修を通じて人材確保とサービスの質的向上を図ります。
- 地域生活に移行した障がい者が身近な地域で相談、サービス利用援助などの支援が受けられるよう、市町村と連携し相談支援体制の整備を進めていきます。
- 障がい者の地域生活移行や社会参加を進めるため、市町村のきめ細やかな地域生活支援の取り組みを支援します。
- 障害者就業・生活支援センター^{※3}や障害者就労支援センター^{※4}とハローワーク等関係機関との連携を進めるとともに、就労移行支援事業所の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めることで、地域移行を促進します。

※1 都道府県知事の指定を受けて、障がい者に施設入所支援サービスを行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。

※2 平成17年12月8日にとりまとめられた中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の提言を踏まえ、「学校教育法」が一部改正され、現在の盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし、平成19年4月1日から特別支援学校と呼称されることになった。

※3 就職や職場への定着が困難な障がい者及び職場不適合により離職した者、また離職の恐れのある在職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障がい者の雇用の促進と生活の安定を図る事業

※4 障害者就業・生活支援センターが設置されていない圏域において県が単独で設置し、障がい者の雇用の促進と生活の安定を図る事業

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神保健福祉領域での課題の一つに、いわゆる社会的入院の問題があり、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、地域生活が可能な入院者の移行を円滑に進める必要があります。

【課題】

精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、精神障がい者が地域において安心かつ安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、退院後の住居の確保や日中活動の場の提供を図り、地域生活を支援する体制を整える必要があります。

【数値目標設定の考え方】

2期計画までは、国の患者調査^{*1}において『退院可能とされた患者』（退院先が自宅であって障害福祉サービスの提供を必要としない者や65歳以上の高齢者であって退院先が介護保険施設等である場合は除く。）のうち、障害福祉サービスの基盤整備を進めることにより地域においてグループホームやケアホーム等の住まいの場や日中活動の場を得て、地域生活への移行が可能となる者の数を数値目標としていました。

しかし、国の患者調査における『退院可能とされた患者』は定義が抽象的で客観的に評価・分析することが難しいとの指摘があったことから、より客観的な指標として精神科病院からの退院率及び退院数を用いた数値目標に変更することとしました。

具体的には、急性期の入院期間をさらに短期化し長期入院を防止する観点から『1年未満入院者の平均退院率^{*2}』を向上させる目標を設定します。この数値は平成20年度の実績は74%ですが、平成16年に厚生労働省が策定した精神保健福祉施策の改革ビジョンにおける目標値である76%を平成26年度の目標とします。

併せて、長期入院者のうちここ数年全国的に増加している高齢者の退院を促進する観点から数値目標を設定します。増加している原因として長期入院している統合失調症患者の退院が停滞していることが影響していると考えられますが、客観的かつ全国の状況と比較可能な数値として『5年以上の長期にわたって入院している65歳以上入院者の退院数』を目標値とします。平成20年度には長期高齢の入院患者のうち51人が退院しており、長期入院患者数を減少させるため退院数を20%増加させる61人を目標とします。

※1 病院及び一般診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年に一度全国から層化無作為抽出した医療施設の患者を客体として実施される調査（島根県は全数調査）

※2 新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の累計退院者の割合を平均した割合

● 入院中の精神障がい者の地域生活への移行の数値目標

数値目標	平成20年度実績	平成26年度の目標
1年未満入院者の平均退院率	74%	76%
5年以上かつ65歳以上入院者の退院数	51人	61人

目標を達成するための取り組み

- 入院中の精神障がい者が円滑に地域生活に移行できるよう、県障害者自立支援協議会退院支援部会において全県的な地域移行推進を図るとともに、各圏域においても保健所を事務局とする精神障がい者地域移行支援圏域会議を設置し、圏域単位での関係機関のネットワークづくりを図り地域の実情に応じた支援を行います。
- 各圏域での関係機関の支援体制整備に関する調整や、市町村への助言指導及び相談支援事業所に配置されている地域移行推進員への助言指導を行う地域体制整備コーディネーターを配置し、各圏域での体制整備を推進します。
- 精神障がい者が地域へ移行した後の地域への定着を支援するため、身近な地域において生活や社会参加を支えるピアサポーターや自立支援ボランティアを養成します。
- 地域移行・地域定着支援のために、精神疾患や精神障がいに関する正しい理解の普及啓発を進めるとともに、精神科救急医療システムの更なる整備や、就労支援施策との連携などにより、地域生活に向けた施策の充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

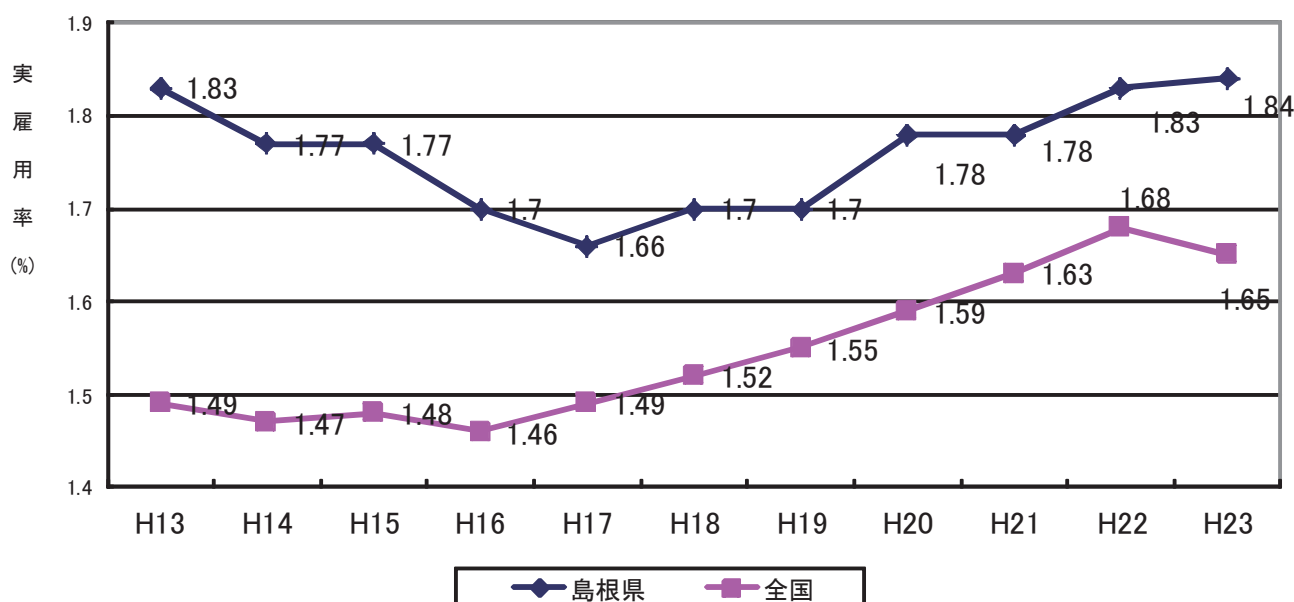
障がい者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加を進めるためには障害福祉サービスの提供体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援を強化する必要があります。

【課題】

一般就労を希望する障がい者の就職状況は、新規求職申込件数の約50%と高くなっており（公共職業安定所の取扱い状況）、福祉施設からの一般就労移行者数は着実に増加しているものの、近年の経済情勢や東日本大震災の影響もあり、今後の見通しは不透明なものとなっています。

今後、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の一体的な支援と併せて、関係機関との連携を強化し、産業分野における一層の職場開発が求められます。

実雇用率の比較



雇用者数は島根労働局「障害者雇用状況調査結果の概要」、雇用者数は常用労働者56人以上の規模の企業で、重度障害者（身体・知的）は1人の雇いで2人としてカウントされます。

出典：島根労働局「障害者雇用状況調査結果の概要」

【数値目標設定の考え方】

県内における障がい者の実雇用率はここ数年微増の状況にあり、平成23年6月1日現在、全国の1.65%と比較すると1.84%と高くなっています。一方、雇用の場が少ない本県においては、常用労働者56人以上の企業数は447社であり全国の75,313社の約0.6%と低くなっています。このような県内企業における就労状況を勘案し、平成17年度の一般就労者数の概ね3倍となる数値目標を設定しました。

●平成26年度における福祉施設からの一般就労移行の数値目標

	平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
松江障害者保健福祉圏域	13人	39人
雲南障害者保健福祉圏域	2人	9人
出雲障害者保健福祉圏域	11人	30人
大田障害者保健福祉圏域	7人	19人
浜田障害者保健福祉圏域	3人	8人
益田障害者保健福祉圏域	2人	6人
隠岐障害者保健福祉圏域	0人	4人
全 県	38人	115人 (3.0倍)

●一般就労に関する平成26年度の数値目標

【数値目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労へ移行を進めるため、国の基本指針において示されている、

- ① 平成26年度に一般就労への移行を希望する者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
- ② 福祉施設から一般就労に移行する者のうち3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講すること。5割が障害者試行雇用事業の開始者となること。5割が職場適応援助者による支援を受けられるようにすること。

という目標に基づき、数値目標を設定しました。

また、各圏域において一般就労を進める中心となる障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援センターの支援対象者数については、登録者数を基に伸びを勘案し数値目標を設定しました。

項 目	平成26年度における数値目標
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	115人 (100%)
障害者の態様に応じた多様な訓練事業 ^{※1} の受講者数	35人 (30%)
障害者試行雇用事業 ^{※2} の開始者数	58人 (50%)
職場適応援助者 ^{※3} による支援の対象者数	58人 (50%)
障害者就業・生活支援センターの支援対象者数	1,900人
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	6箇所
障害者就労支援センターの支援対象者数	30人
障害者就労支援センターの設置箇所数	1箇所

※ () は平成26年度に一般就労へ移行する者の利用割合

●就労移行支援事業利用者、就労継続支援（A型）事業の利用者数値目標

【数値目標設定の考え方】

福祉施設利用者のうち平成26年度末に就労移行支援事業を利用する人数及び平成26年度末の就労継続支援事業者利用者数、就労継続支援（A型）事業利用者数を、各事業所の今後の動向等を基に数値目標として設定しました。

	施設利用者数 (平成26年度末)	平成26年度末の就労 移行支援事業利用者	26年度末の就労継続 支援事業（A型+B 型）利用者	平成26年度末の就労 継続支援（A型）利 用者
松江障害者保健福祉圏域	1,641人	84人	799人	125人
雲南障害者保健福祉圏域	372人	25人	298人	23人
出雲障害者保健福祉圏域	1,448人	67人	615人	50人
大田障害者保健福祉圏域	363人	32人	249人	22人
浜田障害者保健福祉圏域	695人	51人	280人	53人
益田障害者保健福祉圏域	298人	14人	196人	46人
隠岐障害者保健福祉圏域	210人	6人	148人	0人
全 県	5,027人	279人 (5.6%)	2,585人	319人 (12.3%)

目標を達成するための取り組み

- 就労移行支援事業者等と公共職業安定所との連携を促進し、福祉施設から一般就労への移行を希望する障がい者が、公共職業安定所の支援を受けられる体制づくりを行います。
- 障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した知識・技術の習得を行うための委託訓練を推進します。
- 事業所が障がい者を短期間試用雇用する障害者試用雇用（トライアル雇用）事業を推進し、雇用就労経験の少ない障がい者の不安に対応し、障がい者雇用のきっかけをつくることで企業への就労を推進します。
- 就職時や職場環境の変化により生じた職場適応上の問題に対応するため、職場適応援助者による支援を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターが設置されていない圏域に、県独自に障害者就労支援センターの設置を進め、県内全ての圏域において障がい者の一般就労への移行を支援します。
- 障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援センターを中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障がい者の適性に合った企業への就労を促進します。

● 島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画（仮称）

障がい者が地域において自立するために必要な所得水準の向上を図るため、平成 19 年に「島根県障害者就労支援事業所工賃倍増計画」（平成 19～23 年度）を策定しましたが、不況の影響等で目標の達成は困難な状況です。そこで、引き続き平成 24 年度から「島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画（仮称）」として3カ年の計画を策定する予定となっています。この計画では、個々の事業所における工賃向上計画の作成を支援するほか、市町村に対して事業所の工賃向上の取り組みへの支援を求めていく予定です。

-
- ※ 1 企業や社会福祉法人、民間訓練機関等の地域の多様な就労や教育の現場で障がい者の職業訓練を行い、就労に必要な知識や技能を付与するための事業
 - ※ 2 障がい者雇用を躊躇している事業主に、一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、相互理解を促進することで、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業
 - ※ 3 障がい者が実際に働く現場で、障がい者や事業主、または障がい者の家族に対して、職場安定に向けた助言や配慮を行うなどきめ細やかな人的支援を行う者

第5章 各年度の訪問系・日中活動系・居住系サービス見込量の設定

(1) 訪問系サービスの各年度におけるサービス見込量

【課題】

平成23年3月での実績値において、居宅介護は全国水準を超える利用者数及び利用時間数となっており高いサービス水準にあります。行動援護は利用者数において、重度訪問介護・重度障害者等包括支援は利用者数及び利用時間数において全国水準を下回っています。また、圏域間でのサービス提供量の格差も見られることから、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられる体制を計画的に整備する必要があります。

【サービス見込量設定の考え方】

これまでの利用動向や新たな要因となる施設や病院から地域生活へ移行する者の利用状況を勘案し、サービス見込量を設定しました。

●居宅介護・重度訪問介護・同行援護、行動援護・重度障害者等包括支援のサービス見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
松江サービス提供支援圏域	11,680時間 (545人)	12,716時間 (590人)	13,792時間 (638人)
安来サービス提供支援圏域	600時間 (60人)	650時間 (65人)	700時間 (70人)
雲南サービス提供支援圏域	1,641時間 (103人)	1,771時間 (112人)	1,901時間 (121人)
出雲サービス提供支援圏域	4,180時間 (486人)	4,510時間 (524人)	4,870時間 (566人)
大田サービス提供支援圏域	165時間 (30人)	210時間 (40人)	255時間 (50人)
邑智サービス提供支援圏域	548時間 (35人)	611時間 (39人)	694時間 (45人)
浜田サービス提供支援圏域	2,872時間 (192人)	3,014時間 (196人)	3,194時間 (204人)
益田サービス提供支援圏域	1,288時間 (94人)	1,349時間 (99人)	1,431時間 (105人)
隠岐サービス提供支援圏域	415時間 (29人)	468時間 (32人)	520時間 (36人)
全 県	23,389時間 (1,574人)	25,299時間 (1,697人)	27,357時間 (1,835人)

※単位時間：月間の利用人数に一月あたりの平均利用時間数を乗じた数値、()は利用人数です

目標を達成するための取り組み

- 介護保険事業者をはじめとする多様な事業者が訪問系サービスの提供事業者となるよう働きかけることにより、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進めます。
- サービス提供基盤が少ない精神障がい者のサービスについて、既存事業者への働きかけや研修による人材育成を行うことにより基盤の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービスの各年度におけるサービス見込量

【課題】

障がい者が日常生活や社会生活を営むために、生活能力の維持・向上のための自立訓練や一般就労に必要な知識や能力向上のための訓練等のサービス提供体制を整備する必要があります。

【サービス見込量設定の考え方】

日常生活を支える生活介護や地域生活への移行を促進する上で必要な自立訓練事業等のサービス量及び一般就労を促進するために必要な就労移行支援事業等のサービス量を基に、特別支援学校の卒業者数を勘案してサービス見込量を設定しました。

●日中活動系サービスのサービス見込量（県計）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	40,235人日 (2,214人)	42,509人日 (2,341人)	44,727人日 (2,465人)
自立訓練（機能訓練）	345人日 (34人)	345人日 (34人)	424人日 (39人)
自立訓練（生活訓練）	3,366人日 (227人)	3,640人日 (246人)	3,967人日 (267人)
就労移行支援	3,531人日 (218人)	4,082人日 (248人)	4,701人日 (282人)
就労継続支援（A型）	4,859人日 (248人)	5,560人日 (283人)	6,285人日 (319人)
就労継続支援（B型）	37,376人日 (2,124人)	38,440人日 (2,186人)	39,754人日 (2,258人)
計	89,712人日 (5,065人)	94,576人日 (5,338人)	99,858人日 (5,630人)
療養介護	182人	185人	187人
短期入所	2,242人日 (340人)	2,343人日 (356人)	2,433人日 (378人)

※ 人日は利用者が1ヶ月間に受けるサービス利用日数、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される。

人は1ヶ月間にサービスを利用する人数。

目標を達成するための取り組み

- 身近な地域でサービスが受けられるようサービス提供体制の整備を進めるとともに、特にサービスが提供されていない地域やサービス種別については施設整備補助金等を活用し新規参入を促すなど、早期の体制整備を行います。
- 障がい者の一般就労を促進するためには、就労移行支援事業所の設置を促進する必要があることから、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

圏域別日中活動サービス見込量（月間の利用人数）

	サービス提供の単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
松江障害者保健福祉圏域	人日	28,477人日	29,422人日	30,361人日
	人	1,541人	1,591人	1,641人
雲南障害者保健福祉圏域	人日	8,970人日	9,574人日	10,332人日
	人	476人	508人	549人
出雲障害者保健福祉圏域	人日	18,930人日	20,340人日	21,820人日
	人	1,268人	1,356人	1,448人
大田障害者保健福祉圏域	人日	9,866人日	10,766人日	11,793人日
	人	490人	534人	584人
浜田障害者保健福祉圏域	人日	11,380人日	11,987人日	12,562人日
	人	627人	662人	695人
益田障害者保健福祉圏域	人日	7,405人日	7,719人日	8,079人日
	人	420人	438人	456人
隠岐障害者保健福祉圏域	人日	4,684人日	4,768人日	4,911人日
	人	243人	249人	257人
全 県	人日	89,712人日	94,576人日	99,858人日
	人	5,065人	5,338人	5,630人

※ 人日は利用者が1ヶ月間に受けるサービス利用日数、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される。

人は1ヶ月間にサービスを利用する人数。

各圏域のサービス見込量

●日中活動系サービス見込量（松江圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	12,262人日 (652人)	12,582人日 (669人)	12,884人日 (685人)
自立訓練（機能訓練）	142人日 (11人)	142人日 (11人)	154人日 (12人)
自立訓練（生活訓練）	1,044人日 (57人)	1,081人日 (59人)	1,119人日 (61人)
就労移行支援	1,381人日 (69人)	1,543人日 (77人)	1,686人日 (84人)
就労継続支援（A型）	2,163人日 (114人)	2,266人日 (119人)	2,386人日 (125人)
就労継続支援（B型）	11,485人日 (638人)	11,808人日 (656人)	12,132人日 (674人)
計	28,477人日 (1,541人)	29,422人日 (1,591人)	30,361人日 (1,641人)
療養介護	25人	26人	27人
短期入所	882人日 (122人)	882人日 (122人)	882人日 (122人)

●日中活動系サービス見込量（雲南圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	3,462人日 (181人)	3,906人日 (203人)	4,174人日 (217人)
自立訓練（機能訓練）	67人日 (4人)	67人日 (4人)	89人日 (5人)
自立訓練（生活訓練）	134人日 (8人)	164人日 (10人)	194人日 (12人)
就労移行支援	156人日 (9人)	238人日 (14人)	388人日 (24人)
就労継続支援（A型）	64人日 (3人)	244人日 (12人)	466人日 (23人)
就労継続支援（B型）	5,087人日 (271人)	4,955人日 (265人)	5,021人日 (268人)
計	8,970人日 (476人)	9,574人日 (508人)	10,332人日 (549人)
療養介護	30人	31人	31人
短期入所	302人日 (28人)	346人日 (32人)	364人日 (34人)

●日中活動系サービス見込量（出雲圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	9,070人日 (533人)	9,980人日 (587人)	10,980人日 (645人)
自立訓練（機能訓練）	50人日 (14人)	50人日 (14人)	50人日 (14人)
自立訓練（生活訓練）	890人日 (94人)	950人日 (100人)	1,020人日 (107人)
就労移行支援	600人日 (63人)	620人日 (65人)	640人日 (67人)
就労継続支援（A型）	630人日 (34人)	820人日 (44人)	930人日 (50人)
就労継続支援（B型）	7,690人日 (530人)	7,920人日 (546人)	8,200人日 (565人)
計	18,930人日 (1,268人)	20,340人日 (1,356人)	21,820人日 (1,448人)
療養介護	14人	14人	14人
短期入所	240人日 (92人)	260人日 (100人)	290人日 (115人)

●日中活動系サービス見込量（大田圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	4,607人日 (225人)	4,871人日 (237人)	5,156人日 (250人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (1人)	22人日 (1人)	62人日 (3人)
自立訓練（生活訓練）	576人日 (32人)	628人日 (35人)	723人日 (40人)
就労移行支援	439人日 (22人)	641人日 (32人)	843人日 (42人)
就労継続支援（A型）	302人日 (15人)	362人日 (18人)	445人日 (22人)
就労継続支援（B型）	3,920人日 (195人)	4,242人日 (211人)	4,564人日 (227人)
計	9,866人日 (490人)	10,766人日 (534人)	11,793人日 (584人)
療養介護	35人	35人	35人
短期入所	150人日 (23人)	161人日 (24人)	172人日 (25人)

●日中活動系サービス見込量（浜田圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	5,914人日 (330人)	6,138人日 (345人)	6,370人日 (360人)
自立訓練（機能訓練）	20人日 (1人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)
自立訓練（生活訓練）	124人日 (6人)	166人日 (8人)	186人日 (9人)
就労移行支援	650人日 (41人)	687人日 (43人)	724人日 (45人)
就労継続支援（A型）	882人日 (43人)	984人日 (48人)	1,086人日 (53人)
就労継続支援（B型）	3,790人日 (206人)	3,992人日 (217人)	4,176人日 (227人)
計	11,380人日 (627人)	11,987人日 (662人)	12,562人日 (695人)
療養介護	45人	46人	47人
短期入所	363人日 (38人)	381人日 (40人)	399人日 (42人)

●日中活動系サービス見込量（益田圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	3,507人日 (216人)	3,585人日 (221人)	3,662人日 (226人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (2人)	22人日 (2人)	27人日 (3人)
自立訓練（生活訓練）	320人日 (15人)	342人日 (16人)	364人日 (17人)
就労移行支援	177人日 (8人)	225人日 (11人)	292人日 (14人)
就労継続支援（A型）	818人日 (39人)	884人日 (42人)	972人日 (46人)
就労継続支援（B型）	2,561人日 (140人)	2,661人日 (146人)	2,762人日 (150人)
計	7,405人日 (420人)	7,719人日 (438人)	8,079人日 (456人)
療養介護	25人	25人	25人
短期入所	195人日 (24人)	203人日 (25人)	216人日 (27人)

●日中活動系サービス見込量（隠岐圏域）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	1,413人日 (77人)	1,447人日 (79人)	1,501人日 (82人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (1人)	22人日 (1人)	22人日 (1人)
自立訓練（生活訓練）	278人日 (15人)	309人日 (18人)	361人日 (21人)
就労移行支援	128人日 (6人)	128人日 (6人)	128人日 (6人)
就労継続支援（A型）	0人日 (人)	0人日 (人)	0人日 (人)
就労継続支援（B型）	2,843人日 (144人)	2,862人日 (145人)	2,899人日 (147人)
計	4,684人日 (243人)	4,768人日 (249人)	4,911人日 (257人)
療養介護	8人	8人	8人
短期入所	110人日 (13人)	110人日 (13人)	110人日 (13人)

(3) 居住支援系サービスの各年度におけるサービス見込量

【課題】

福祉施設から地域生活への移行や退院可能とされた患者の地域生活への移行を進めるためには、住まいの場となるグループホームやケアホームを確保する必要があります。

また、施設入所支援を必要とする者については、必要とするサービス量を確保する必要があります。

【サービス見込量設定の考え方】

グループホームやケアホームについては、福祉施設から地域へ移行する者及び入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後にグループホームやケアホームを利用する者の見込数を基に、サービス見込量を設定しました。

また、施設入所支援については、施設入所者のうちグループホームやケアホームを利用して地域生活へ移行する者の数等を勘案しサービス見込量を設定しました。

①グループホーム・ケアホームのサービス見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
松江障害者保健福祉圏域	309人	333人	357人
雲南障害者保健福祉圏域	138人	145人	152人
出雲障害者保健福祉圏域	192人	192人	199人
大田障害者保健福祉圏域	138人	155人	174人
浜田障害者保健福祉圏域	174人	186人	196人
益田障害者保健福祉圏域	113人	122人	139人
隠岐障害者保健福祉圏域	95人	99人	110人
全 県	1,159人	1,232人	1,327人

②施設入所支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
松江障害者保健福祉圏域	409人	401人	393人
雲南障害者保健福祉圏域	152人	151人	150人
出雲障害者保健福祉圏域	340人	340人	340人
大田障害者保健福祉圏域	166人	166人	166人
浜田障害者保健福祉圏域	170人	169人	167人
益田障害者保健福祉圏域	111人	110人	110人
隠岐障害者保健福祉圏域	55人	55人	50人
全 県	1,403人	1,392人	1,376人

目標を達成するための取り組み

- 入所施設利用者が計画的に地域生活に移行できるようにするため、グループホーム・ケアホーム整備事業等により基盤整備を進めます。
- 施設に入所する障がい者が必要とする日常生活上の支援を受けられるよう、市町村と協力してサービスの確保に努めます。

居住系支援総見込量

	サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
松江障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	309人	333人	357人
	施設入所支援	409人	401人	393人
	サービス量計	718人	734人	750人
雲南障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	138人	145人	152人
	施設入所支援	152人	151人	150人
	サービス量計	290人	296人	302人
出雲障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	192人	192人	199人
	施設入所支援	340人	340人	340人
	サービス量計	532人	532人	539人
大田障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	138人	155人	174人
	施設入所支援	166人	166人	166人
	サービス量計	304人	321人	340人
浜田障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	174人	186人	196人
	施設入所支援	170人	169人	167人
	サービス量計	344人	355人	363人
益田障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	113人	122人	139人
	施設入所支援	111人	110人	110人
	サービス量計	224人	232人	249人
隠岐障害者保健福祉圏域	共同生活援助・介護	95人	99人	110人
	施設入所支援	55人	55人	50人
	サービス量計	150人	154人	160人
全 県	共同生活援助・介護	1,159人	1,232人	1,327人
	施設入所支援	1,403人	1,392人	1,376人
	サービス量計	2,562人	2,624人	2,703人

【課題】

障がい者の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の障がい者の生活課題を踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要でありサービス利用計画の作成を積極的に推進していく必要があります。

また、平成24年4月から個別給付化される地域移行支援・地域定着支援については、入所または入院している障がい者の地域生活への移行と地域への定着が一層進展するよう取り組む必要があります。

【サービス見込量値設定の考え方】

計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての利用者を支援の対象とするようサービス見込量を設定しました。

また、地域移行支援・地域定着支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数やこれまでの地域生活への移行者数等を勘案してサービス見込量を設定しました。

●相談支援のサービス見込量

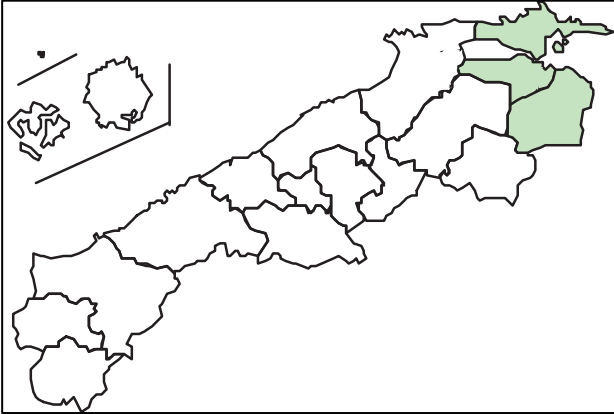
サービス名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
松江障害者保健福祉圏域	計画相談支援	90人	290人	495人
	地域移行支援	13人	14人	14人
	地域定着支援	36人	38人	38人
雲南障害者保健福祉圏域	計画相談支援	46人	91人	136人
	地域移行支援	6人	6人	6人
	地域定着支援	6人	6人	7人
出雲障害者保健福祉圏域	計画相談支援	152人	190人	210人
	地域移行支援	5人	5人	5人
	地域定着支援	20人	20人	20人
大田障害者保健福祉圏域	計画相談支援	38人	63人	102人
	地域移行支援	4人	5人	7人
	地域定着支援	3人	4人	6人
浜田障害者保健福祉圏域	計画相談支援	33人	115人	270人
	地域移行支援	7人	7人	7人
	地域定着支援	6人	7人	6人
益田障害者保健福祉圏域	計画相談支援	103人	187人	291人
	地域移行支援	1人	2人	3人
	地域定着支援	1人	2人	3人
隠岐障害者保健福祉圏域	計画相談支援	30人	60人	78人
	地域移行支援	3人	3人	3人
	地域定着支援	3人	3人	3人
全 県	計画相談支援	492人	996人	1,582人
	地域移行支援	39人	42人	45人
	地域定着支援	75人	80人	83人

目標を達成するための取り組み

- 身近な地域で、サービス利用計画作成・利用調整等の支援が受けられるよう、相談支援事業者を対象とした相談支援事業従事者養成研修を通じて人材の確保、養成を進めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の体制整備を促進するため、自立支援協議会等の場における精神科病院や市町村等関係機関の連携や調整、関係機関への地域移行推進の積極的な働きかけ、市町村への適切な情報提供を実施します。
- 地域移行支援や地域定着支援を利用する精神障がい者の個別の状況に応じ、保健所による同行訪問や精神科病院等への連絡調整を実施し、効果的な相談支援の推進に取り組みます。

松江障害者保健福祉圏域について

1 松江圏域における現状と課題



松江障害者保健福祉圏域は松江市、安来市の2市からなり、人口25万人余、県内の35%の人口を有し、県庁や国の機関、企業等が集積する中核的な圏域です。

また、総面積に占める可住地面積の割合は16%と県内で2番目、県内の可住地面積の約23%となっています。

- 施設から地域生活へ移行するための自立訓練等のサービス提供体制の整備が求められています。
- 地域生活を考慮したサービス利用計画の作成、家族、地域及び関係機関の連携や地域生活をコーディネートする相談支援機関の整備が必要です。
- 地域で暮らす重度の障がい者が必要とするサービスを受けるための体制整備が必要です。

圏域の総人口及び障がい者の状況 (H23.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

松江圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
	248,707	62,881	97,444	993.9	160.7
松江市	206,321	50,249	83,469	572.9	99.7
安来市	42,386	12,632	13,975	421.0	61.0
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

(単位:人)

松江圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
	11,650	8,542	2,132	236	1,376	—
松江市	9,076	6,489	1,753	198	1,122	—
安来市	2,574	2,053	379	38	254	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
488人	393人 (80.5%)	200人 (41.0%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
13人	39人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	12,280時間 (605人)	13,366時間 (655人)	14,492時間 (708人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	12,262人日 (652人)	12,582人日 (669人)	12,884人日 (685人)
自立訓練（機能訓練）	142人日 (11人)	142人日 (11人)	154人日 (12人)
自立訓練（生活訓練）	1,044人日 (57人)	1,081人日 (59人)	1,119人日 (61人)
就労移行支援	1,381人日 (69人)	1,543人日 (77人)	1,686人日 (84人)
就労継続支援（A型）	2,163人日 (114人)	2,266人日 (119人)	2,386人日 (125人)
就労継続支援（B型）	11,485人日 (638人)	11,808人日 (656人)	12,132人日 (674人)
計	28,477人日 (1,541人)	29,422人日 (1,591人)	30,361人日 (1,641人)
療養介護	25人	26人	27人
短期入所	882人日 (122人)	882人日 (122人)	882人日 (122人)

(3) 居住系支援サービス

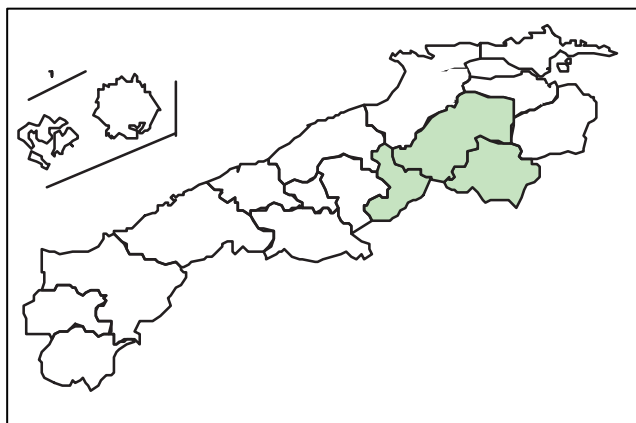
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	309人	333人	357人
施設入所支援	409人	401人	393人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	90人	290人	495人
地域移行支援	13人	14人	14人
地域定着支援	36人	38人	38人

雲南障害者保健福祉圏域について

1 雲南圏域における現状と課題



雲南障害者保健福祉圏域は雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町からなり、人口6万人余、県内の9%の人口を有する圏域です。

また、総面積は1,164km²は3番目であり、可住地面積も3番目となっています。

- 施設から地域生活へ移行するための自立訓練等のサービス提供体制の整備が求められています。
- 特別支援学校在学中からの一般就労への移行支援計画が求められています。しかしながら、圏域においては職種も限定され、一般就労へつながりにくい状況にあります。
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、退院後の支援体制等の整備が求められます。

圏域の総人口及び障がい者の状況 (H23.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

雲南圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
雲南圏域	63,220	21,145	20,667	1,164.2	109.4
雲南市	42,957	13,760	13,641	553.4	54.7
奥出雲町	14,674	5,224	4,891	368.0	37.5
飯南町	5,589	2,161	2,135	242.8	17.2
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

(単位:人)

雲南圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
雲南圏域	3,791	2,959	628	92	238	—
雲南市	2,417	1,870	448	67	152	—
奥出雲町	921	729	119	19	56	—
飯南町	453	360	61	6	30	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
210人	150人 (71.4%)	62人 (29.5%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
2人	9人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1,641時間 (103人)	1,771時間 (112人)	1,901時間 (121人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	3,462人日 (181人)	3,906人日 (203人)	4,174人日 (217人)
自立訓練（機能訓練）	67人日 (4人)	67人日 (4人)	89人日 (5人)
自立訓練（生活訓練）	134人日 (8人)	164人日 (10人)	194人日 (12人)
就労移行支援	156人日 (9人)	238人日 (14人)	388人日 (24人)
就労継続支援（A型）	64人日 (3人)	244人日 (12人)	466人日 (23人)
就労継続支援（B型）	5,087人日 (271人)	4,955人日 (265人)	5,021人日 (268人)
計	8,970人日 (476人)	9,574人日 (508人)	10,332人日 (549人)
療養介護	30人	31人	31人
短期入所	302人日 (28人)	346人日 (32人)	364人日 (34人)

(3) 居住系支援サービス

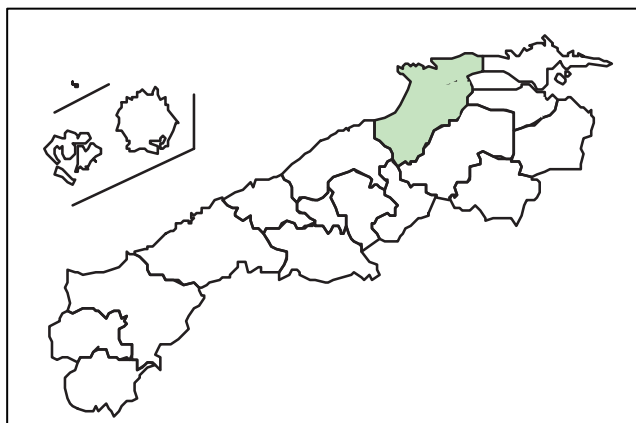
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	138人	145人	152人
施設入所支援	152人	151人	150人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	46人	91人	136人
地域移行支援	6人	6人	6人
地域定着支援	6人	6人	7人

出雲障害者保健福祉圏域について

1 出雲圏域における現状と課題



出雲障害者保健福祉圏域は出雲市の1市からなり、人口17万人余、県内の24%の人口を有する中核的な圏域です。

また、総面積に占める可住地面積の割合は23%と県内で1番目、県内の可住地面積の約20%となっています。

- 地域生活に移行するためのグループホーム・ケアホームの整備が求められています。
- 地域で暮らす重度の障がい者や障がい児が必要とするサービスを受けるための体制整備が必要です。
- 自立訓練や就労支援による訓練等給付サービスの充実を図ることにより、バランスの取れたサービス体系の構築が求められています。

圏域の総人口及び障がい者の状況（H23.3.31 現在）

(単位:人、世帯、km²)

出雲圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
	173,456	44,159	58,048	624.1	143.3
出雲市	173,456	44,159	58,048	624.1	143.3
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

(単位:人)

出雲圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
	8,233	6,046	1,379	146	920	—
出雲市	8,233	6,046	1,379	146	920	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
393人	340人 (86.5%)	80人 (20.4%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
11人	30人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	4,180時間 (486人)	4,510時間 (524人)	4,870時間 (566人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	9,070人日 (533人)	9,980人日 (587人)	10,980人日 (645人)
自立訓練（機能訓練）	50人日 (14人)	50人日 (14人)	50人日 (14人)
自立訓練（生活訓練）	890人日 (94人)	950人日 (100人)	1,020人日 (107人)
就労移行支援	600人日 (63人)	620人日 (65人)	640人日 (67人)
就労継続支援（A型）	630人日 (34人)	820人日 (44人)	930人日 (50人)
就労継続支援（B型）	7,690人日 (530人)	7,920人日 (546人)	8,200人日 (565人)
計	18,930人日 (1,268人)	20,340人日 (1,356人)	21,820人日 (1,448人)
療養介護	14人	14人	14人
短期入所	240人日 (92人)	260人日 (100人)	290人日 (115人)

(3) 居住系支援サービス

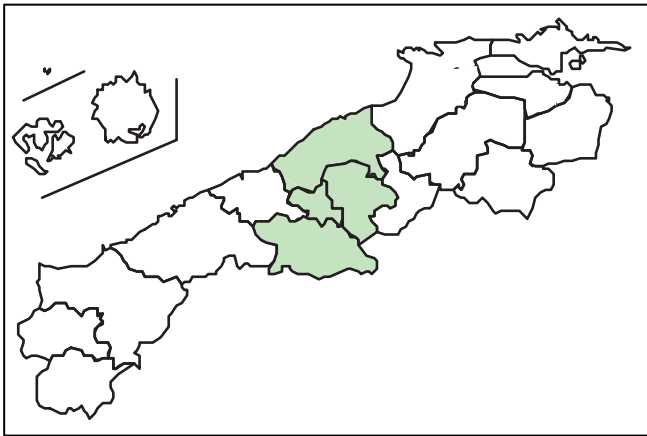
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	192人	192人	199人
施設入所支援	340人	340人	340人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	152人	190人	210人
地域移行支援	5人	5人	5人
地域定着支援	20人	20人	20人

大田障害者保健福祉圏域について

1 大田圏域における現状と課題



大田障害者保健福祉圏域は大田市、川本町、美郷町、邑南町の1市3町からなり、人口6万人余で県内の中央に位置する圏域です。

また、総面積の広さは県内2番目となっていますが可住地面積の割合は約8%と低くなっています。

- 地域生活に移行するためのグループホーム・ケアホームの整備が求められています。
- 地域生活を考慮したサービス利用計画の作成、家族、地域及び関係機関の連携や地域生活をコーディネートする相談支援体制の整備が必要です。
- 障がい者が必要とする訪問系サービスについて、十分なサービス提供体制が整備されておらず、新規に事業を開始する事業所の参入が望まれます。

圏域の総人口及び障がい者の状況（H23.3.31 現在）

（単位：人、世帯、km²）

大田圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
	60,256	21,764	25,567	1,244.6	100.9
大田市	38,812	13,107	16,042	436.1	53.3
川本町	3,816	1,573	1,800	106.4	6.9
美郷町	5,570	2,325	2,452	282.9	11.2
邑南町	12,058	4,759	5,079	419.2	29.5
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

（単位：人）

大田圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
	4,079	3,191	684	95	405	—
大田市	2,462	1,893	406	55	255	—
川本町	319	263	60	10	21	—
美郷町	415	339	72	9	45	—
邑南町	883	696	146	21	84	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
189人	166人 (87.8%)	37人 (19.6%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
7人	19人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	713時間 (65人)	821時間 (79人)	949時間 (95人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	4,607人日 (225人)	4,871人日 (237人)	5,156人日 (250人)
自立訓練(機能訓練)	22人日 (1人)	22人日 (1人)	62人日 (3人)
自立訓練(生活訓練)	576人日 (32人)	628人日 (35人)	723人日 (40人)
就労移行支援	439人日 (22人)	641人日 (32人)	843人日 (42人)
就労継続支援(A型)	302人日 (15人)	362人日 (18人)	445人日 (22人)
就労継続支援(B型)	3,920人日 (195人)	4,242人日 (211人)	4,564人日 (227人)
計	9,866人日 (490人)	10,766人日 (534人)	11,793人日 (584人)
療養介護	35人	35人	35人
短期入所	150人日 (23人)	161人日 (24人)	172人日 (25人)

(3) 居住系支援サービス

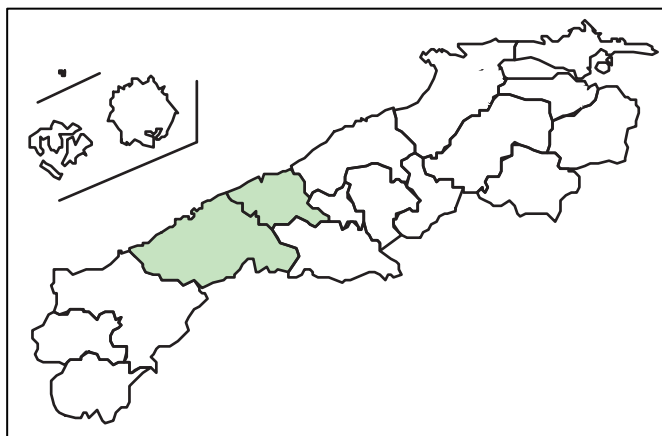
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	138人	155人	174人
施設入所支援	166人	166人	166人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	38人	63人	102人
地域移行支援	4人	5人	7人
地域定着支援	3人	4人	6人

浜田障害者保健福祉圏域について

1 浜田圏域における現状と課題



浜田障害者保健福祉圏域は浜田市、江津市の2市からなり、人口8万人余、県内の1.2%の人口を有する圏域です。

また、可住地面積の割合は総面積の約8%と低くなっています。

一世帯当たりの人数は2.24人と隠岐圏域に次いで少なくなっています。

- 地域生活に移行するためのグループホーム・ケアホームの整備が求められています。
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、保健所や支援機関における協力体制の整備が必要です。
- 施設から地域生活へ移行するための自立訓練等のサービス提供体制の整備が求められています。

圏域の総人口及び障がい者の状況（H23.3.31 現在）

（単位：人、世帯、km²）

浜田圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
	84,820	26,886	37,724	958.1	78.8
浜田市	59,023	18,336	26,173	689.6	53.9
江津市	25,797	8,550	11,551	268.5	24.9
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

（単位：人）

浜田圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
	5,274	4,091	853	96	601	—
浜田市	3,516	2,704	572	68	398	—
江津市	1,758	1,387	281	28	203	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
207人	167人 (80.7%)	38人 (18.4%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
3人	8人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2,872時間 (192人)	3,014時間 (196人)	3,194時間 (204人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	5,914人日 (330人)	6,138人日 (345人)	6,370人日 (360人)
自立訓練（機能訓練）	20人日 (1人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)
自立訓練（生活訓練）	124人日 (6人)	166人日 (8人)	186人日 (9人)
就労移行支援	650人日 (41人)	687人日 (43人)	724人日 (45人)
就労継続支援（A型）	882人日 (43人)	984人日 (48人)	1,086人日 (53人)
就労継続支援（B型）	3,790人日 (206人)	3,992人日 (217人)	4,176人日 (227人)
計	11,380人日 (627人)	11,987人日 (662人)	12,562人日 (695人)
療養介護	45人	46人	47人
短期入所	363人日 (38人)	381人日 (40人)	399人日 (42人)

(3) 居住系支援サービス

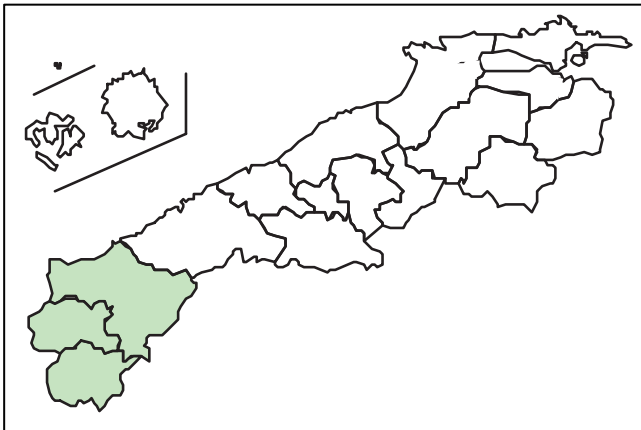
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	174人	186人	196人
施設入所支援	170人	169人	167人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	33人	115人	270人
地域移行支援	7人	7人	7人
地域定着支援	6人	7人	6人

益田障害者保健福祉圏域について

1 益田圏域における現状と課題



益田障害者保健福祉圏域は益田市、津和野町、吉賀町の1市2町からなり、人口6万人余、県内の9%の人口を有し、県の西部に位置する圏域です。

また、総面積は1,376 km²と県内で最も広がっていますが、可住地面積の割合は約5%と県内で最も少なくなっています。

- 地域生活に移行するためのグループホーム・ケアホームの整備が求められています。
- 地域で暮らす重度の障がい者が必要とするサービスを受けるための体制整備が必要です。
- 施設から地域生活へ移行するための自立訓練等のサービス提供体制の整備が求められています。

圏域の総人口及び障がい者の状況 (H23.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

益田圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
益田圏域	65,913	21,594	28,083	1,376.6	74.3
益田市	50,470	15,455	21,330	733.2	47.8
津和野町	8,555	3,526	3,668	307.1	14.1
吉賀町	6,888	2,634	3,085	336.3	12.4
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

(単位:人)

益田圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
益田圏域	4,371	3,353	853	81	311	—
益田市	3,174	2,377	474	58	233	—
津和野町	646	513	74	9	32	—
吉賀町	551	463	85	14	46	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
125人	110人 (88.0%)	30人 (24.0%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
2人	6人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1,288時間 (94人)	1,349時間 (99人)	1,431時間 (105人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	3,507人日 (216人)	3,585人日 (221人)	3,662人日 (226人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (2人)	22人日 (2人)	27人日 (3人)
自立訓練（生活訓練）	320人日 (15人)	342人日 (16人)	364人日 (17人)
就労移行支援	177人日 (8人)	225人日 (11人)	292人日 (14人)
就労継続支援（A型）	818人日 (39人)	884人日 (42人)	972人日 (46人)
就労継続支援（B型）	2,561人日 (140人)	2,661人日 (146人)	2,762人日 (150人)
計	7,405人日 (420人)	7,719人日 (438人)	8,079人日 (456人)
療養介護	25人	25人	25人
短期入所	195人日 (24人)	203人日 (25人)	216人日 (27人)

(3) 居住系支援サービス

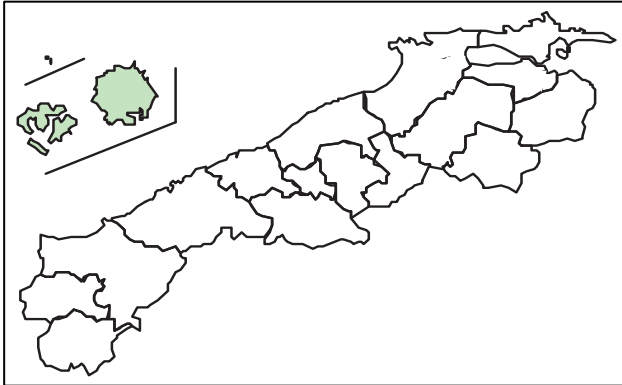
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	113人	122人	139人
施設入所支援	111人	110人	110人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	103人	187人	291人
地域移行支援	1人	2人	3人
地域定着支援	1人	2人	3人

隠岐障害者保健福祉圏域について

1 隠岐圏域における現状と課題



隠岐障害者保健福祉圏域は海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町の3町1村からなり、人口2万人余の圏域です。

一世帯あたりの平均人数は2.12人、可住地面積は約30km²と県内でもっと少なくなっています。

- 地域生活に移行するためのグループホーム・ケアホームの整備が求められています。
- 施設から地域生活へ移行するための自立訓練等のサービス提供体制の整備が求められています。
- 精神障がい者の退院促進にあたって、退院後の定期的な訪問や通院など関係機関との連携が必要です。

圏域の総人口及び障がい者の状況 (H23.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

隠岐圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65歳以上			
隠岐圏域	21,936	7,652	10,336	346.2	39.3
海士町	2,321	904	1,093	33.5	4.5
西ノ島町	3,231	1,240	1,631	56.0	7.9
知夫村	646	284	343	13.7	1.3
隠岐の島町	15,738	5,224	7,269	243.0	15.6
島根県計	718,218	206,102	277,675	6,707.7	696.7

(単位:人)

隠岐圏域	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
隠岐圏域	1,570	1,262	258	37	146	—
海士町	241	194	30	6	29	—
西ノ島町	296	243	34	9	24	—
知夫村	85	79	6	0	13	—
隠岐の島町	948	746	188	22	80	—
島根県計	38,968	29,444	6,567	783	3,997	—

2 圏域の平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成26年度末)	平成26年度までの 地域生活移行者数
85人	50人 (58.8%)	28人 (32.9%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成26年度における 年間一般就労移行者数
0人	4人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	415時間 (29人)	468時間 (32人)	520時間 (36人)

(2) 日中活動系サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	1,413人日 (77人)	1,447人日 (79人)	1,501人日 (82人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (1人)	22人日 (1人)	22人日 (1人)
自立訓練（生活訓練）	278人日 (15人)	309人日 (18人)	361人日 (21人)
就労移行支援	128人日 (6人)	128人日 (6人)	128人日 (6人)
就労継続支援（A型）	0人日 (人)	0人日 (人)	0人日 (人)
就労継続支援（B型）	2,843人日 (144人)	2,862人日 (145人)	2,899人日 (147人)
計	4,684人日 (243人)	4,768人日 (249人)	4,911人日 (257人)
療養介護	8人	8人	8人
短期入所	110人日 (13人)	110人日 (13人)	110人日 (13人)

(3) 居住系支援サービス

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	95人	99人	110人
施設入所支援	55人	55人	50人

(4) 相談支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	30人	60人	78人
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	3人	3人	3人

第8章 人材育成及びサービスの質の向上のための取り組み

【課題】

良質なサービスを提供するためには、サービスを提供する者の資質向上が求められます。身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障害福祉サービスごとに必要となる従事者養成研修を行い、支援に従事する者の確保、養成及び資質の向上を図る必要があります。

また、利用者等から寄せられる苦情・相談等に迅速かつ適切に対応し、サービスの質の向上を進めるとともに事業者の虐待防止への取組を推進する必要があります。

(1) サービス提供に係る人材の研修

【サービス見込量設定の考え方】

相談支援従事者及びサービス管理責任者については、サービス提供に必要な従事者数を早期に確保できるように、また、居宅介護や同行援護の従事者については現行の研修実施量を維持継続し、引き続き従事者数を増やすとともに質の向上が図られるように研修受講者数を数値目標として設定しました。

●指定障害福祉サービスに従事する者の人材育成の数値目標

研修名	H24	H25	H26
相談支援従事者研修（初任者課程）	100人	100人	100人
相談支援従事者研修（現任者課程）	100人	100人	100人
サービス管理責任者研修	160人	160人	160人
居宅介護従事者等養成研修	120人	120人	120人
同行援護従事者養成研修	300人	300人	300人

(2) 指定障害者サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスを提供するように努めることとされています。

第三者評価は福祉サービスの質を向上させるための有効な手段であることから、県において、評価基準等の作成や第三者評価機関の認証等を行い体制の整備を図ったところであり、引き続き事業者に対してこの制度の積極的な活用を働きかけていきます。

(3) 障がい者等に対する虐待の防止

障害福祉サービス等の事業者は、運営規定に虐待の防止のための措置について定め、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制を整備し、職員に対して研修を実施する等の措置を講じることが求められています。

また、平成23年6月には、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され、県や市町村では障がい者虐待の予防及び早期発見を行うための体制整備や人材確保、啓発活動を行うこととされており、今後、県での障害者権利擁護センターの設置や市町村での障害者虐待防止センターの設置を推進するとともに、虐待防止のための研修や啓発活動等を行います。

さらに、障害福祉サービスにおける虐待防止対策として、これまでも県では、「障がい者（児）施設・事業所における虐待防止のためのチェックリスト」を独自に作成し、各施設へ配付することによりその取り組みを促してきましたが、今後も引き続き施設等の監査において障がい者（児）の虐待防止を重点指導項目として実施することにより、障害福祉サービス等の事業者に対し指導を徹底します。

第9章 県が実施する地域生活支援事業

【課題】

県は、市町村を補完する立場から、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を実施する必要があります。

【数値目標及びサービス見込量の設定の考え方】

専門性の高い相談支援事業については、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援センター、高次脳機能障がい者支援拠点を設置することとし、支援を行うために必要な箇所数と利用者数を数値目標として設定しました。

また、広域的な事業として、障がい児等療育支援事業について、支援を行うために必要な箇所数と利用者数を数値目標及びサービス見込量として設定しました。

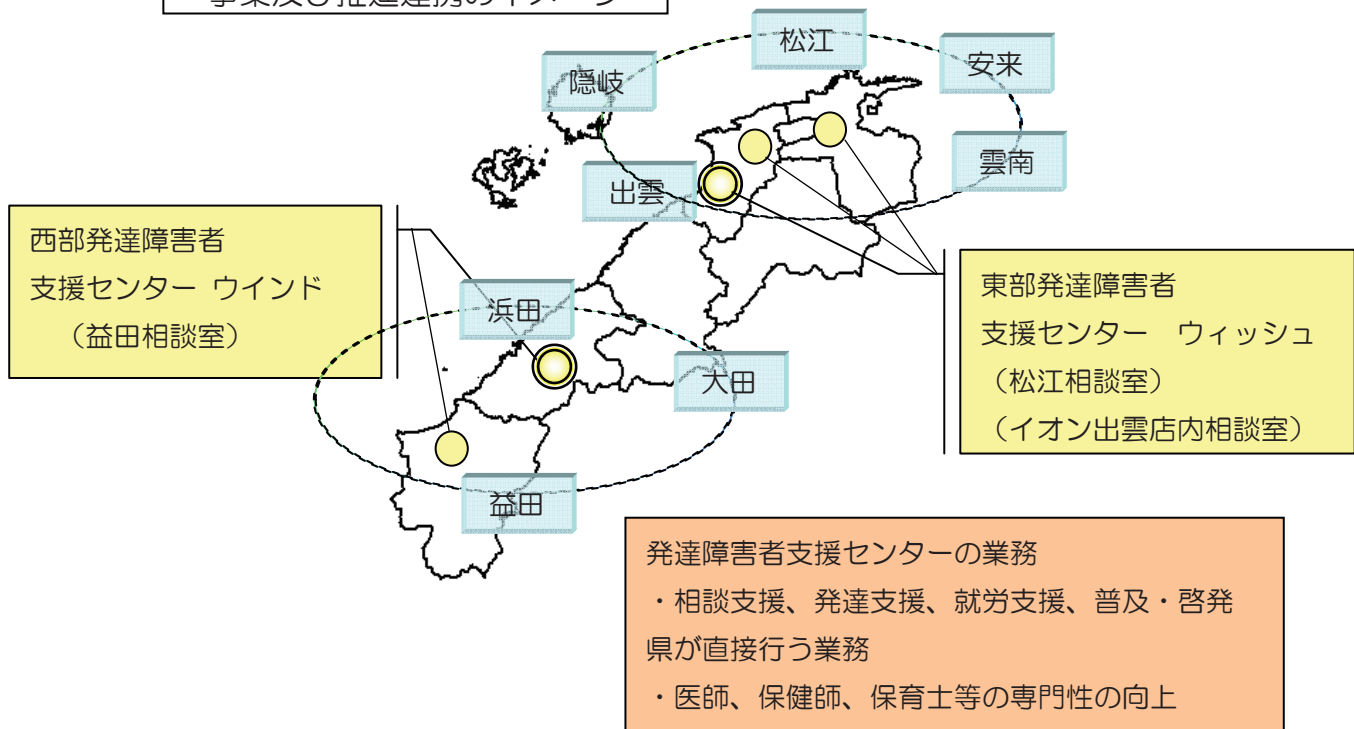
1 県が実施する地域生活支援事業の数値目標

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター

数値目標	H24	H25	H26
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用者数	1,200人	1,250人	1,300人

事業及び推進連携のイメージ

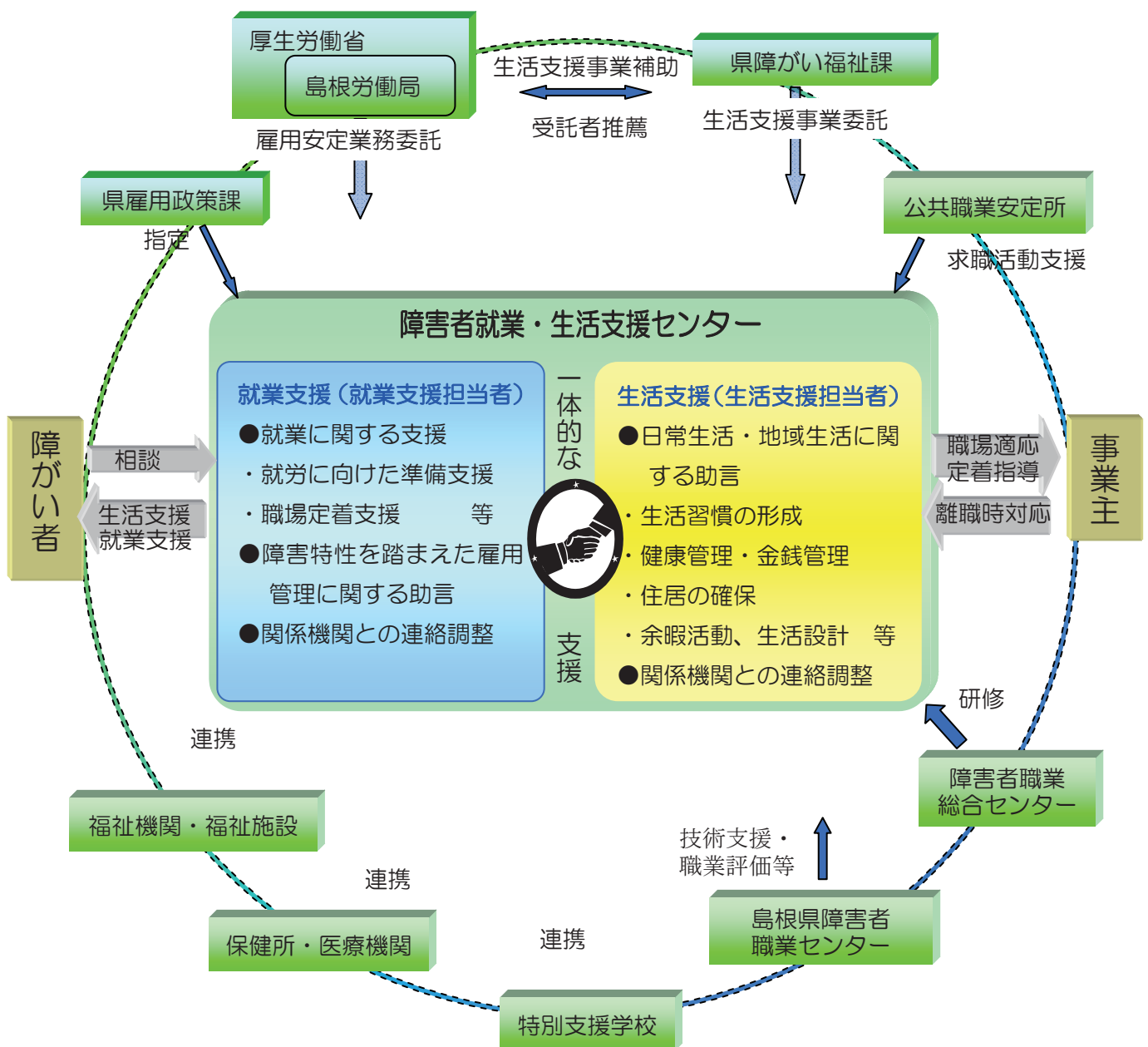


② 障害者就業・生活支援センター（障害者就労支援センター）

数値目標	H24	H25	H26
箇所数	7箇所 (1箇所)	7箇所 (1箇所)	7箇所 (1箇所)
利用者数	1,520人 (20人)	1,725人 (25人)	1,930人 (30人)

() は県単独事業により設置する障害者就労支援センターの数値で内数

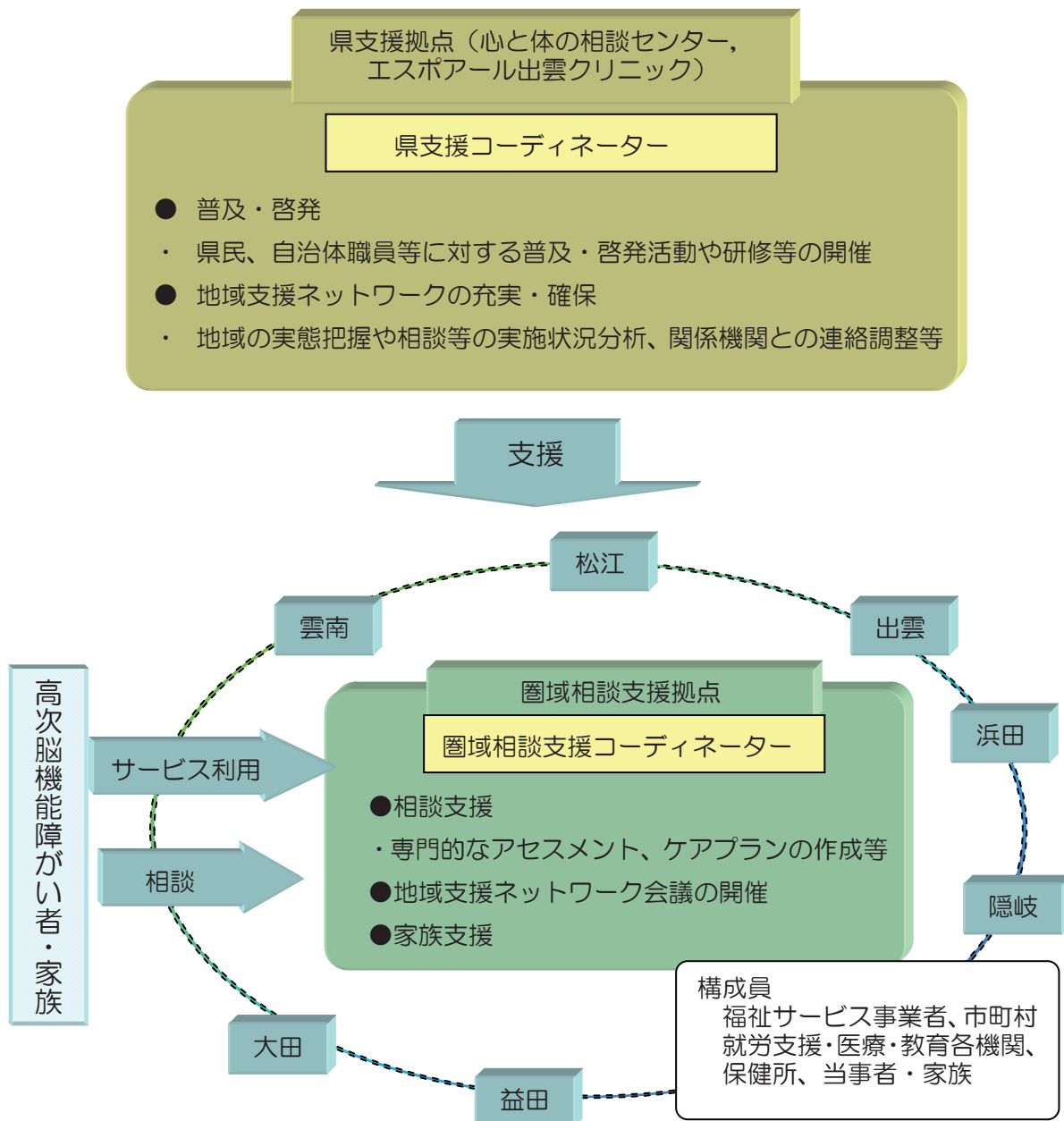
事業推進のイメージ



③ 高次脳機能障がい者支援拠点

数値目標	H24	H25	H26
箇所数	8箇所 (2箇所)	8箇所 (2箇所)	8箇所 (2箇所)
利用者数	450人	470人	490人

() は県支援拠点で内数

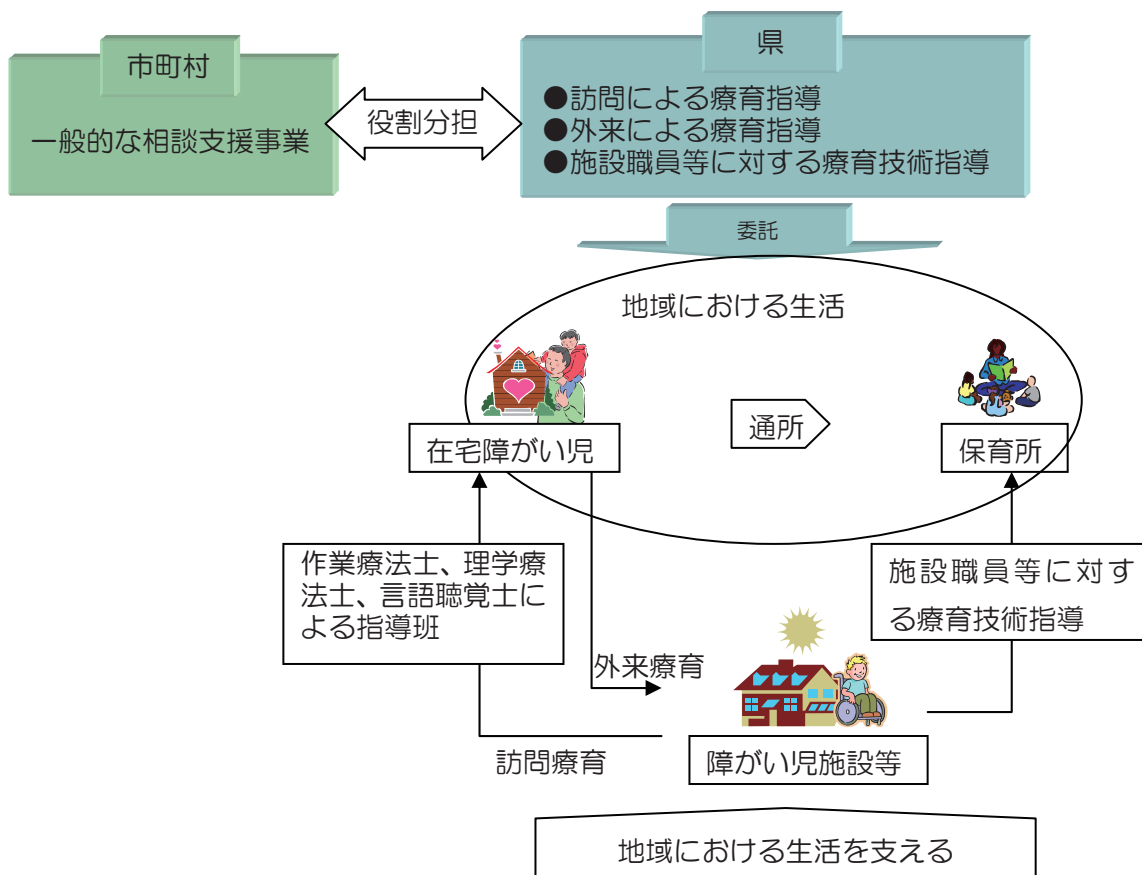


(2) 広域性の高い相談支援事業

① 障がい児等療育支援事業

数値目標	H24	H25	H26
箇所数	7箇所 (3箇所)	7箇所 (3箇所)	7箇所 (3箇所)
利用人数	2,500人	2,500人	2,500人

() は障がい児施設で外数



目標を達成するための取り組み

- 発達障がいについては、発達障害者支援センターと、各地域の相談支援事業者や障がい者（児）福祉施設、学校や幼稚園・保育所、労働関係機関等との連携を一層促進し、支援の充実を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援センターを中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と事業主との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障がい者の適性に応じた企業等への就労を促進します。
- 高次脳機能障がいについては支援拠点を中心として、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築及び研修等を実施し、適切な支援が提供される体制の確立を目指します。

島根県障害者施策推進協議会条例

昭和 46 年 12 月 22 日

島根県条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 34 条第 3 項の規定に基づき、島根県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則 (略)

島根県障害者施策推進協議会委員名簿（H23年度）

氏名	所属・役職	備考
青山友行	島根県精神保健福祉会連合会会長	
芦矢京子	島根県重症心身障害児(者)を守る会事務局長	
池尻和良	出雲養護学校長	
植村浩明	島根労働局職業安定部長	
北尾慶子	障害者支援施設（出雲サンホーム）	
白川英代	島根県自閉症協会会長	
伊達伸也	東部島根医療福祉センター院長 (障がい児施設代表)	
田原喜世子	島根県民生児童委員協議会代表	
福井幸夫	島根県身体障害者団体連合会会長	
前田幸二	山陰中央新報社特別論説委員	
松本光弘	みつばの会（パーキンソン病患者・家族の会）	
室崎富恵	島根県手をつなぐ育成会会長	
矢田朱美	指定相談支援事業所 (社会福祉法人ふあっと所長)	
山下由紀恵	島根県立大学短期大学部教授	
吉井貴史	出雲市健康福祉部長	

※敬称略、50音順